	ュイロノレ	干及															<b>禄</b> 八	
						ì	央定区	区分		(†	根拠	規定	主)	条例	7条	÷		
<b>月</b>		求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開刊	- 部開示	不存在	存否応答拒否	2 号	3 号	4号	5 号	6 分号 另	7 8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
	R1.	12. 6	R2. 2. 3	令和元年台風第15号及び第19号等に伴う課題検証における 関係機関の回答	1	1												総合防災部 防災対策課
2	R1.	12.6	R2. 2. 4	・大規模風水害に伴う防災対策の課題と今後の方向性について(検証シート) ・令和元年台風第15号及び第19号等に伴う課題検証における関係自治体へのヒアリング内容	137	1												総合防災部防災計画課
;	R2.	1. 24	R2. 2. 6	東京地方裁判所令和2年1月23日判決(不動産取得税賦 課処分取消請求事件)に係る判決書 ただし、次の情報を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びに これらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物 番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別 できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定 の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公に することにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそ れがある税務情報	27	1												総務部法務課
A	R2.	1. 10	R2. 2. 7	・平成27年分報酬、料金、契約及び賞金の支払調書一覧 ・平成28年分報酬、料金、契約及び賞金の支払調書一覧 ・平成29年分報酬、料金、契約及び賞金の支払調書一覧 ・平成30年分報酬、料金、契約及び賞金の支払調書一覧 ・令和元年分報酬、料金、契約及び賞金の支払調書一覧 ただし、対象公文書内の住所は除く。	15		1			1				1			(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (第7条第6号) 公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するお それがあるため	総務部法務 課
ą	R2.	1. 10	R2. 2. 7	・平成28年分給与所得の源泉徴収票(○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○)・平成29年分給与所得の源泉徴収票(○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、	4	1												総務部法務課
(	R2.	1. 10	R2. 2. 7	・令和元年分給与所得の源泉徴収票 (○○) ・平成30年分給与所得の源泉徴収票 (○○) ・平成29年分給与所得の源泉徴収票 (○○) ・平成28年分給与所得の源泉徴収票 (○○) ただし、支払いを受ける者の個人情報に係る部分を除く。	4	1												人事部人事 課

						決定	区分	}		(根	艮拠規	見定	<u>?</u> )	条例	7条	ŧ		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		一部開示	作 オ 有 右	存否応答拒否	1 号	2号:	3 4 号 爿	4号号	5号	6 7 号 号	7 8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
7	R2. 1. 10	R2. 2. 7	東京都人権施策に関する専門家会議に係る公文書 ・平成28年分給与所得の源泉徴収票(○○) ・平成29年分給与所得の源泉徴収票(○○) ・平成30年分給与所得の源泉徴収票(○○) ・令和元年分給与所得の源泉徴収票(○○) 東京都被害者等支援に関する有誠老懇談会に係る公文書 ・令和元年分給与所得の源泉徴収票(○○) ただし、支払いを受ける者の個人情報及び請求対象外の委員会に係る記載を除く。	5	1													人権部企画 課
8	R2. 1. 10	R2. 2. 7	・平成30年分給与所得の源泉徴収票(○○) ・令和元年分給与所得の源泉徴収票(○○) ただし、支払いを受ける者の個人情報に係る部分を除く	2	1													行政改革推 進部行政改 革課
9	R2. 1. 24	R2. 2. 7	昭和42年10月2日決定総行指発第755号「東京都に おける住居表示の実施に関する一般的基準」	16	1													行政部振興 企画課
10	R2. 1. 28	R2. 2. 7	東京都が原告又は被告として係属した訴訟の件名一覧	12	1													総務部法務 課
11	R2. 2. 3	R2. 2. 17	東京都犯罪被害者等支援条例の構成に関する基本的考え方 (案)及び東京都犯罪被害者等支援条例案の概要の意見募 集で寄せられた意見	74		1				1	1						(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利 利益を侵害するものであるため (第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認め られるため	人権部人権 施策推進課
12	R2. 2. 10	R2. 2. 19	平成29、30、令和元(平成31)年度に行われた東京都職員への懲戒処分のうち、報道発表をしていない案件がある場合、その内容の詳細が分かる文書のすべて。 ※令和元年度のものは、請求が届いた日までのもの	-			1										平成29年度から現在までに実施した東京都職員への懲戒処分は全て報道発表済であり、報 道発表していない案件が存在しないため。	人事部人事 課
13	R2. 2. 7	R2. 2. 21	東京都において、平成元年以降における情報公開請求および開示決定通知による公文書の閲覧・交付等の際、開示請求者に対する対処等の措置として東京都庁舎内(第一・第二・議会堂)に 1 警察を介入させた"事実"を証明する文書等 2 各部局・警備会社等の報告書・連絡書等(名称の如可を問わず。)(総務局分)	-			1 1			1		1		1			・平成29年4月1日から令和2年2月7日までの間に作成した公文書 (第7条第2号) 特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (第7条第6号) 庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・平成元年1月1日から平成28年3月31日までの間に作成した公文書 保存期間満了により廃棄済みであり、現に保有していないため、存在しない。	総務部総務課
14	R2. 1. 20	R2. 2. 29	・電話対応記録(平成31年3月20日)	1		1											(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利 利益を侵害するものであるため	人事部人事 課
15	R2. 1. 20	R2. 2. 29	・電話対応メモ (平成29年5月21日付) ・来訪対応メモ (平成31年3月8日付)	2	1													人事部人事 課

							決定	区分			(札	艮拠	規定	₹)	条例	7条	÷		
人 夏 王 礼 ·	至	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1 号	2号	3 号	4号	5号	6号号	7 8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	6	R2. 1. 20	R2. 2. 29	- 対応メモ(平成29年6月12日付) ・電話対応メモ(平成29年6月26日付) ・電話対応メモ(平成29年9月29日付) ・電話対応メモ(平成30年3月22日付) ・電話対応メモ(平成30年4月11日付) ・電話対応メモ(平成30年4月12日付) ・電話対応メモ(平成30年4月17日付) ・電話対応メモ(平成30年4月19日付) ・電話対応メモ(平成30年4月19日付) ・電話対応メモ(平成31年1月24日付) ・電話対応メモ(平成31年3月8日付) ・電話対応メモ(平成31年4月11日付) ・電話対応メモ(平成31年4月11日付) ・電話対応メモ(平成31年4月17日付) ・電話対応メモ(平成31年4月17日付) ・電話対応メモ(中成31年4月19日付) ・電話対応メモ(令和元年7月3日付) ・電話対応メモ(令和元年8月30日付) ・対応メモ(令和元年9月5日付) ・対応メモ(令和元年9月10日付) ・対応メモ(令和元年11月11日付) ・電話対応メモ(令和元年11月11日付) ・電話対応メモ(令和元年11月11日付)	25		1				1							(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	人事部人事課
]	7	R2. 1. 20	R2. 2. 29	- 面談対応メモ (平成29年12月8日付) - 面談対応メモ (平成30年1月10日付) - 電話対応メモ (平成30年1月31日付) - 電話対応メモ (平成30年3月16日付) - 面談対応メモ (平成30年3月22日付) - 面談対応メモ (平成30年4月9日付) - 電話対応メモ (平成30年4月9日付) - 電話対応メモ (平成30年4月10日付) - 電話対応メモ (平成30年7月26日付) - 地計	9		1				1	1						(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認め られるため	人事部調査 課